

令和7年12月

各 位

熊本県信用組合

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みについて

いつも当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当組合では、令和3年6月に政府から公表された「成長戦略実行計画」に、「5年後の約束手形の廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、その取り組みを下記の通り実施させていただきますので、お知らせいたします。

今後もお客様にご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

記

1. 当座預金の新規開設の停止 実施日：令和8年4月1日（水）

当座預金の新規開設の受付を終了させていただきます。

実施日以降、事業性資金にかかる新規口座開設を希望される場合は、「普通預金口座」もしくは「決済用（無利息型）普通預金口座」をご利用ください。

なお、既に当座預金口座をお持ちのお客様は、引き続きご利用可能です。

2. 手形・小切手代金取立受付の停止 実施日：令和8年10月1日（木）

令和9年4月1日（木）以降を期日とする手形等（先日付小切手を含む）、期日管理を行う代金取立ての受付を停止させていただきます。該当の手形等を既にお持ちのお客さまは、令和8年9月30日（水）までにお取引店にお持込みください。

3. 手形・小切手帳発行終了 終了日：令和8年2月27日（金）

手形・小切手帳の発行を終了します。

なお、既に発行済みの小切手による払戻は引き続きご利用できます。

4. 令和8年度（2026年度）までの手形・小切手機能の全面的な電子化に向けて

手形・小切手の全面的な電子化は、官民一体となった取り組みです。

当組合でも、令和8年度末までの全面的な電子化を目指してまいりますので、お客様におかれましては、でんさいサービスの利用やインターネットバンキングからの振込といった、電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、営業店へお問い合わせください。

以上



<https://www.kumamotoken.shinkumi.jp>